

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成6年12月1日から16年10月1日までの期間、17年11月1日から18年9月1日までの期間及び19年3月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、6年12月から7年10月までの期間は38万円に、同年11月から16年9月までの期間、17年11月から18年8月までの期間及び19年3月から同年8月までの期間は41万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ、平成15年7月31日は20万円、16年7月31日、同年12月25日、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は15万円、同年12月25日及び19年7月31日は14万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年12月1日から19年9月1日まで
② 平成15年7月31日
③ 平成16年7月31日
④ 平成16年12月25日
⑤ 平成17年7月31日
⑥ 平成17年12月25日
⑦ 平成18年7月31日
⑧ 平成18年12月25日
⑨ 平成19年7月31日

標準報酬月額に誤りがあることを同僚から聞いたため、給与振込額及び所持している給与明細書を確認したところ、記録されている標準報酬月額に誤りがあるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

また、賞与の届出も行われておらず記録が無いので、年金記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、同法に基づき標準賞与額について記録の訂正等を行う場合も、同様に、源泉控除されていたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①のうち、平成18年5月1日から同年9月1日までの期間及び19年3月1日から同年9月1日までの期間の申立人に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び事業所が保管する賃金台帳に記載された保険料控除額に見合う標準報酬月額から、それぞれ、18年5月から同年8月までの期間及び19年3月から同年8月までの期間は41万円に訂正することが必要である。

また、給与明細書が無い平成6年12月1日から16年10月1日までの期間及び17年11月1日から18年5月1日までの期間の標準報酬月額については、課税台帳、源泉徴収票、給与支払報告書又は金融機関への給与振込額から推認し、6年12月から7年10月までの期間は38万円に、同年11月から16年9月までの期間及び17年11月から18年4月までの期間は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記期間に係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、また、上記期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間⑧及び⑨については、申立人が所持する賞与明細書及び事業所が保管する賃金台帳から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、賞与明細書及び賃金

台帳に記載された保険料控除額から、平成 18 年 12 月 25 日及び 19 年 7 月 31 日は 14 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、同賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦については、源泉徴収票、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと推認できる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、源泉徴収票、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から推認し、平成 15 年 7 月 31 日は 20 万円、16 年 7 月 31 日、同年 12 月 25 日、17 年 7 月 31 日、同年 12 月 25 日及び 18 年 7 月 31 日は 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、同賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 5 一方、申立期間①の標準報酬月額のうち、平成 16 年 10 月から 17 年 10 月までの期間については、源泉徴収票及び金融機関への給与振込額から推認した厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、また、18 年 9 月から 19 年 2 月までの期間については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、それぞれオンライン記録と一致することから、上記期間に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成6年12月1日から19年9月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、6年12月から9年12月までの期間は47万円に、10年1月は44万円に、同年2月から19年8月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ、平成15年7月31日は20万円、16年7月31日、同年12月25日、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は15万円、同年12月25日及び19年7月31日は14万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月1日から19年9月1日まで
② 平成15年7月31日
③ 平成16年7月31日
④ 平成16年12月25日
⑤ 平成17年7月31日
⑥ 平成17年12月25日
⑦ 平成18年7月31日
⑧ 平成18年12月25日
⑨ 平成19年7月31日

所持している給与明細書と、記録されている標準報酬月額を比較したところ誤りがあるので、正しい年金記録に訂正してほしい。

また、賞与の届出も行われておらず記録が無いので、年金記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、同法に基づき標準賞与額について記録の訂正等を行う場合も、同様に、源泉控除されていたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①のうち、平成7年3月1日から10年1月1日までの期間、同年2月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から12年12月1日までの期間、17年9月1日から同年11月1日までの期間及び18年9月1日から19年3月1日までの期間の申立人に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載された保険料控除額に見合う標準報酬月額から、また、10年1月1日から同年2月1日までの期間、12年12月1日から14年6月1日までの期間、同年7月1日から15年1月1日までの期間、同年3月1日から16年6月1日までの期間、同年7月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から17年9月1日までの期間、同年11月1日から18年9月1日までの期間及び19年3月1日から同年9月1日までの期間の申立人に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額から、それぞれ、7年3月から9年12月までの期間は47万円に、10年1月は44万円に、同年2月から同年7月までの期間、同年9月から14年5月までの期間、同年7月から同年12月までの期間、15年3月から16年5月までの期間、同年7月、同年8月及び同年10月から19年8月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

また、給与明細書が無い平成6年12月1日から7年3月1日までの期間、10年8月1日から同年9月1日までの期間、14年6月1日から同年7月1日までの期間、15年1月1日から同年3月1日までの期間、16年6月1日から同年7月1日までの期間及び16年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額については、他の月に係る給与明細書、源泉徴収票又は金融機関への給与振込額から推認し、6年12月から7年2月までの期間、10年8月、14年6月、15年1月、同年2月、16年6月及び同年9月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記期間に係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、また、上記期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間②、⑧及び⑨については、申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、賞与明細書に記載された賞与額から平成 15 年 7 月 31 日は 20 万円とし、18 年 12 月 25 日及び 19 年 7 月 31 日は賞与明細書に記載された保険料控除額から 14 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、同賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦については、源泉徴収票及び金融機関への賞与振込額から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと推認できる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、源泉徴収票及び金融機関への賞与振込額から推認し、平成 16 年 7 月 31 日、同年 12 月 25 日、17 年 7 月 31 日、同年 12 月 25 日及び 18 年 7 月 31 日は 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、同賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 5 一方、申立期間①の標準報酬月額のうち、平成 5 年 10 月から 6 年 11 月までの期間については、給与明細書、源泉徴収票及び課税台帳が無く、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができず、ほかに、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

昭和51年4月1日にA社B支店から同社C支店に転勤したが、同社B支店には同年3月31日まで勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社D支店が保管する人事記録、雇用保険の記録及び同社が加入する健康保険組合の記録から、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し（昭和51年4月1日にB支店からC支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る昭和51年3月の標準報酬月額については、A社B支店に係るオンライン記録（昭和51年2月の標準報酬月額）から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合

又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成11年1月1日から同年9月1日までの期間及び15年7月1日から同年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記期間の標準報酬月額に係る記録を、平成11年1月から同年4月までの期間は36万円に、同年5月から同年8月までの期間及び15年7月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月1日から15年8月1日まで

A社において金属加工工場の管理者として勤務していた期間の厚生年金保険の記録をみると、平成11年1月から標準報酬月額が下がっているが、実際にはそれよりも多い給与を支給されていたことが給与支払明細書や賃金台帳から確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、平成11年1月1日から同年9月1日までの期間及び15年7月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する賃金台帳に記載されている総支給額から、平成11年1月から同年4月までの期間は36万円に、同年5月から同年8月までの期間及び

15年7月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立てに係る事業所及びその加入する厚生年金基金がそれぞれ保管する算定基礎届及び月額変更届からオンライン記録どおりの届出がなされたことが確認できる上、事業主は、「社会保険料を滞納していたことから、その負担を減らすために実態とは違う届出書を提出し、多くの従業員の標準報酬月額を引き下げた。特に、申立人のような幹部については、より多額の標準報酬月額を引き下げた。」と回答していることから、事業主は給与支払明細書等に記載された報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、平成11年9月から15年6月までの期間については、申立人が所持する給与支払明細書及び賃金台帳に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録と一致することから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和35年6月21日とし、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月21日から同年7月9日まで

A社(現在はC社)に昭和35年3月21日に採用され、平成13年10月31日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録では、昭和35年6月21日から同年7月9日までの期間が空白となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びC社が保管する人事関係書類(社員プロフィール、退職者一覧台帳及び健康保険資格喪失証明書)並びに申立人と同じ日に入社した同僚の証言から、申立人は同社に継続して勤務し(昭和35年6月21日に同社本社から同社B事業所に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和35年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無

いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から5年8月頃まで、14年4月、同年5月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月から5年8月頃まで
② 平成14年4月及び同年5月
③ 平成14年7月

20歳になった平成4年*月から1年程度の期間の国民年金保険料を納めていたと母親から聞いているにもかかわらず、申請免除とされているのは納得できない。

また、平成14年4月に事業所を退職した後から同年8月に他の事業所に就職するまでの間に、国民年金保険料の納付書が送られてきたため、その頃に同年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付したにもかかわらず、同年6月を除く3か間の保険料が未納とされているのは納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間①の国民年金保険料は平成4年9月に免除申請されていることが確認できる上、申立人は同期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを納付したとする母親から聴取しても納付状況（納付時期、納付期間、納付金額等）についての記憶は曖昧で、その状況は明らかでない。

また、オンライン記録から、平成14年6月の国民年金保険料は16年7月30日に過年度納付されていることが確認でき、申立期間②及び③を含む14年4月から同年7月までの全ての国民年金保険料を同年4月から同年8月頃までの間にまとめて納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる上、過年度納付した時点では、申立期間②の保険料は時効により納付す

ることはできない。

さらに、申立期間②及び③は、平成 14 年 4 月に国民年金保険料の収納事務が国に一元化された以降の期間であり、記録管理に誤り等が生じることは通常考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 7 月から 15 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月から 15 年 3 月まで
20 歳になった平成 14 年*月から 15 年 3 月までは学生であったため、母親が国民年金保険料を納めてくれていたにもかかわらず、14 年 6 月を除き、学生納付特例の猶予期間と記録されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人は平成 14 年 8 月 21 日に申立期間の国民年金保険料に係る学生納付特例の猶予を申請していることが確認できる上、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立期間は学生納付特例の猶予期間であることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人は申立期間前の平成 14 年 6 月の国民年金保険料を同年 10 月 24 日に納付していることが確認できるところ、学生納付特例の猶予期間が認められるのは、制度上、その申請日が属する月の前月以降であることから、上記の申請時点（平成 14 年 8 月 21 日）では、同年 6 月は猶予期間として認められず、この月の保険料を同年 10 月に納付していることに不自然さはない。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを納付したとするその母親から聴取しても納付状況（納付頻度、納付期間等）についての記憶は曖昧であり、その状況は明らかでない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める

ことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年6月まで
国民年金保険料の申請免除を受けていた期間について、時期は定かでないが、遡って納付できる旨の通知が届いたので、まとめて市（支所）において納付（追納）した。申請免除とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金保険料を追納したとする期間（免除期間）に係る記憶が曖昧である上、年金事務所は追納による国民年金保険料を市においては収納できない旨回答しており、申立期間に係る保険料を当時居住していた市（支所）において追納したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、年金事務所は申出に基づいて追納に係る納付書を発行すると回答しているところ、申立人が申立期間の国民年金保険料に係る追納の申出を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、基礎年金番号の導入（平成9年1月）に際して事務処理の機械化が図られた以降は、記録漏れ及び記録誤り等が生じることは通常考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から48年7月までの付加保険料及び49年8月から50年5月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月から48年7月まで
② 昭和49年8月から50年5月まで

昭和53年7月か8月頃、それまでに未納であった国民年金保険料について付加保険料を含めて全て納付したいと町役場に申し出て、窓口において計算されたとおりの保険料を納付した。その際、窓口の担当者から過去の未納分については全て付加保険料を含めて受領したと言われた。それにもかかわらず、申立期間①は定額納付となっており、申立期間②は未加入となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

付加保険料は、制度上、その納付の申出をした日が属する月以後の月について納付が可能であるが、申立人が居住していた町が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人については、昭和50年6月2日に付加保険料の納付を申し出ていることが確認でき、この時点においては申立期間①及び②の付加保険料を納付することはできない。

また、付加保険料が制度化されたのは昭和45年10月であり、同月より前の期間について付加保険料を納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人から提出された預金通帳から、申立人が昭和53年12月2日に「年金(国民)」として91万2,000円を払い戻していることが確認できるところ、この払戻日及び払戻金額は、国民年金被保険者名簿により確認できる申立人及びその夫の申立期間①に係る国民年金保険料の納付日(特例納付により一括納付)及び国民年金保険料(定額保険料)額と一致しているこ

とから、申立人が役場の窓口において一括納付した保険料は、申立期間①の国民年金保険料（定額保険料）であったと推認される。

加えて、申立期間②については任意加入期間であり、制度上、この期間については特例納付により国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付することはできない。

その上、申立人が申立期間①の付加保険料及び申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の付加保険料及び申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から38年3月まで

前夫と暮らしていた申立期間は、家計が苦しかったことから役場の職員に勧められて、前夫とともに国民年金保険料の免除を受けていたが、その後、離婚、再婚し、昭和45年又は46年頃に申立期間の保険料を追納するように役場から要請され、郵便局で3回に分けて納付したので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、追納に係る申出を行っていないが、複数回に分けて免除期間の国民年金保険料に係る納付書が送付されてきたことから、申立期間に係る国民年金保険料を追納したと主張するが、年金事務所では、被保険者からの申出がない限り、追納に係る国民年金保険料の納付書を発行することはない上、分割納付を希望する場合であっても納付書（複数枚）はまとめて送付する旨回答している。

また、申立人は、分割した納付書が次々に送付されてくることや、申立期間の国民年金保険料の追納が終了したことについて、郵便局員から説明を受けたとするなど、国民年金保険料の納付書発行等に郵便局が関与しているかのような供述をしており、一連の申立人の供述には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める

ことはできない。

岡山厚生年金 事案 1434

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月 25 日から 51 年 12 月 25 日まで
A事業所を退職した後、長男を出産する少し前までB事業所で勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立てに係る事業所の元同僚の証言から、申立人は、申立期間において同事業所で勤務していたものと認められる。

しかしながら、申立てに係る事業所の事業主は、当時の資料は無く厚生年金保険の加入及び保険料控除については不明であると回答しており、元同僚からも申立人に係る厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

また、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金の被保険者となっている。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便によると、申立期間の標準報酬月額が 15 万円となっているが、自分の記憶では、当時、給与が上がることはあっても下がった覚えはなく、17 万円くらいの給与を貰い、それに見合う保険料も控除されていたと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給与が 17 万円くらいであったとしているが、申立てに係る事業所における給与明細書等を所持しておらず、申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、オンライン記録から、申立期間において申立てに係る事業所に勤務していた元従業員（複数）のうち、申立人と同じく製造業務に従事していた同僚（一人）の標準報酬月額も 51 年 10 月に 16 万円から 15 万円となることが確認できるが、上記同僚はこのことについて、「当時の給与明細書も無く細かく覚えてはいないが、ねんきん定期便の記録と当時の報酬月額は大体合っていると思う。」と回答している。

さらに、申立てに係る事業所は既に解散している上、事業主の連絡先が不明であるため、当時の厚生年金保険料の控除の状況を確認できない。

加えて、申立人及び申立期間中に申立てに係る事業所における被保険者記録が確認できる元従業員の標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで
② 昭和 38 年 9 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで

A社及びB社における勤務期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶はないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、B社を退職（昭和 40 年 8 月 1 日）した後、国民年金に加入（昭和 45 年 6 月 1 日）しているが、手帳記号番号の払出日は昭和 53 年 2 月 28 日、この加入手続の時期はB社の退職から約 13 年後の 53 年 2 月頃であると推認できることなどから、申立人の公的年金通算制度に対する意識は高かったとまでは言えず、脱退手当金を請求することに不自然さはみられない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月26日から31年4月21日まで
A社における厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶はないので、申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和31年5月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が、申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した約4か月後の昭和31年9月3日に、同事業所において再度、同資格を取得した時には、申立期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号とは別の記号番号が払い出されており、申立期間に係る脱退手当金を受給したために、新たな記号番号が払い出されたものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 6 日から 36 年 10 月 6 日まで
A社B事業所における厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶はないので、申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の健康保険整理番号の前後 50 番以内の被保険者のうち、申立人の資格喪失日の前後 2 年以内に資格を喪失し、かつ、被保険者期間が 2 年以上である女性 32 人（申立人を除く。）の記録を確認したところ、24 人に同事業所を最終事業所とした脱退手当金の支給記録があり、このうち 21 人は資格喪失後 6 か月以内に脱退手当金が支給されている。

また、支給記録がある 24 人の脱退手当金の支給日をみると、申立人と同一日に支給を受けている者が 1 人、申立人の支給日とは異なるものの同一日に支給を受けている者が複数組みられることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者資格の喪失日から約 5 か月後に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1441

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月25日から29年9月1日まで
昭和24年4月3日から現在までA社（現在は、B社）で経理、労務等の業務に従事しているが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚（複数）の証言から、勤務期間を特定することはできないが、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は、当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務期間に係る厚生年金保険の加入及び保険料控除については不明である旨回答している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の健康保険被保険者証の番号は、入社した昭和24年4月3日の資格取得時には*番、29年9月1日の取得時には*番となっているところ、申立人が所持する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（昭和55年受付分）に記載された健康保険被保険者証の番号が*番であることから、申立てに係る事業所は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を28年6月25日に喪失した後、29年9月1日に再取得したことを認識していたものと考えられる。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1442

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 3 日から 35 年 1 月 4 日まで
② 平成 9 年 7 月 24 日から 10 年 3 月 1 日まで

A事業所に勤務していた申立期間①とB社に勤務していた申立期間②について、厚生年金保険の記録が漏れている。両社ともにこの申立期間中は継続勤務を行っていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、昭和 62 年 10 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡し、また、事業主の子は申立人の勤務及び保険料控除等については、申立期間①当時の関係資料が無く不明である旨回答しており、申立人の同製作所における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、A事業所の従業員（当時）からも、申立人の申立期間①における勤務実態等に関する証言は得られない。

申立期間②について、社会保険事務所（当時）及び申立人が居住する市の記録から、申立人は、同期間において、健康保険任意継続被保険者及び国民健康保険被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1443

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年頃から 34 年頃まで
申立期間について、A市にあった煙突を製造する会社に2年くらい勤務していたと記憶しているにもかかわらず、厚生年金保険に未加入となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚は、「時期や期間ははっきりしないが、申立人と一緒に煙突を製造する会社で働いた。」と証言しており、期間を特定できないものの、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、申立てに係る事業所の名称及び事業主名を記憶しておらず、勤務実態及び保険料控除についての事業主の証言を得られない。

また、上記同僚も申立期間において厚生年金保険に未加入となっている上、同僚の記憶している事業所については、厚生年金保険の適用事業所であった記録も商業登記も確認できない。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。